

【第1版】令和4年9月作成

※今後の取組の進捗に応じて内容の更新を行う場合があります。

■ 個別避難計画とは

- 個別避難計画とは、高齢者や障害のある人等の自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画です。
- 市町村が、地域の自治会（自主防災組織）や民生委員・児童委員、医療・保健・福祉の専門職等の関係者と協力して作成することとされています。

Q なぜ「個別避難計画」の取組を進める必要があるの？

頻発化する大規模災害において高齢者や障害のある人等の避難行動要支援者に被害が集中していることから、国において令和3年5月に法律が改正され、個別避難計画の作成が法律に位置付けられました。

■ 計画作成の対象者

- 個別避難計画は、避難行動要支援者名簿に掲載されている人が対象となります。

■ 避難行動要支援者名簿とは

- 避難行動要支援者名簿とは、要介護認定を受けている人や身体障害者手帳1・2級を所持する在宅者等のうち、個人情報の提供について同意を得られた人の名簿を市で作成し、地域の避難支援等関係者に提供しているものです。名簿は年度毎に更新し、未回答者へは毎年意向調査を行います。

※避難支援等関係者とは自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防機関、警察、社会福祉協議会、地域支援者（近所の人等）のことを言います。

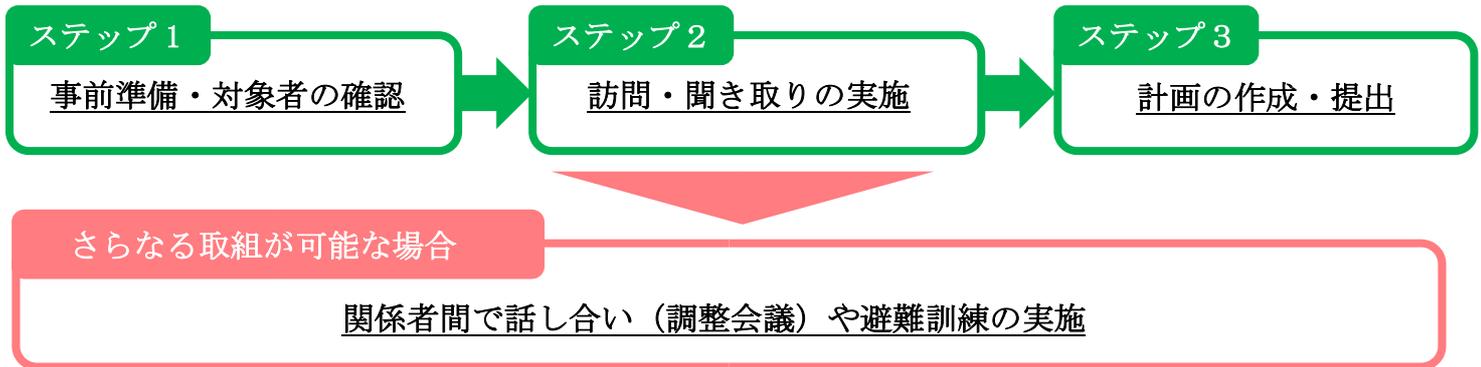


Q 名簿の対象者は？

- ① 要介護1～5の認定を受けている人
- ② 身体障害者手帳1級、2級または下肢、体幹、移動機能障害3級を有する人
- ③ 療育手帳のA1、A2を有する人
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級、2級を有する人
- ⑤ 人工呼吸器・在宅酸素・吸引器等を使用している難病患者で、滋賀県から情報提供があった人
- ⑥ その他、支援が必要と思われる人

■ 計画作成の流れ

- まずは対象者の状況把握を中心に、可能な範囲で計画書の作成に取り組んでみましょう。
- さらなる取組が可能な場合には、関係者間での話し合い（調整会議）や避難訓練等を実施し、実効性の高い避難支援体制づくりを進めていきましょう。



■ 各ステップの取組内容

ステップ1 事前準備・対象者の確認

- 計画作成の進め方や役割分担等について話し合う。
- 市から提供される避難行動要支援者名簿をもとに、対象者を確認する。



- ・ まずは地域内で計画作成の進め方や役割分担等について話し合いましょう。
- ・ 市では計画作成に関する出前講座を行っていますので、ご希望があれば福祉政策課までご相談ください。
- ・ 計画を作成する対象者については、市から提供する避難行動要支援者名簿をご確認ください。

こんなときはどうすればいいの？

■ 要支援者名簿に掲載されていない人でも避難に不安を感じている人がいる。

→ 名簿に掲載されていない人であっても、避難支援が必要と考える人がおられる場合は、可能な範囲で、計画作成をお願いします。

なお、本人が、要支援者名簿への掲載を希望されている場合は、本人等から名簿掲載のための申請書を提出していただくことにより名簿への掲載を行っています。

ステップ2 訪問・聞き取りの実施

- 対象者宅を訪問し、計画作成について説明するとともに、対象者への聞き取りを実施する。（聞き取りが難しい場合は、計画書への記入を依頼する。）

- ・ 対象者への個別訪問を実施します。対象者がお住まいの地区の避難支援等関係者と協力して行いましょう。
- ・ 個人情報の拡散を防ぐことから、あまり人数が多くならないように注意しましょう。（2～3名程度が望ましい）
- ・ 訪問にあたっては、計画作成の趣旨等について説明するとともに、生活状況等について、可能な範囲での聞き取りを実施します。聞き取りが難しい場合は、計画書への記入を依頼しましょう。

こんなときはどうすればいいの？

■要配慮者に聞き取りを行う場合、どの様な内容を聞き取っていいかわからない。

→市が作成した個別避難計画の記入例を参考にして聞き取りを行ってください。

■要支援者に対して訪問・聞き取りを行う際、普段からなじみのないため、うまく話をしてくれない。

→要支援者の事をよく知る避難支援等関係者に訪問に同行してもらうことや事前に計画作成について説明していただくことで、本人にとっても話しやすく、理解を得られやすくなります。

ステップ3 計画の作成・共有

■ステップ2で聞き取った内容をもとに市の計画様式等を用いて計画書を作成する。

(計画書への記入を依頼した場合は、対象者が記入した計画書を取りまとめる。)

■作成した計画書は、本人の同意を得て、支援者等の関係者間、東近江市福祉政策課と共有します。

こんなときはどうすればいいの？

■支援者を探しているが、なかなか見つからない。

→個人による支援が難しい場合は、自主防災組織や班等の団体単位での支援を行うことが考えられます。

→声掛けだけでも避難のキッカケを作る重要な支援になります。はじめから全ての支援を行うことを前提とせず、お互いのできることから少しずつ役割分担しましょう。

さらなる取り組みが可能な場合

■ 関係者間で話し合い(調整会議)の実施

本人・家族や支援者となる近隣住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉専門職、行政機関等の関係者が集まり、本人の状況や支援内容、避難方法を話し合う。



関係者が集まって話をすることで**具体的な支援内容等の認識が共有**でき、**顔の見える関係の構築につながる**。

■ 避難訓練の実施

本人・家族や支援者となる近隣住民等の参加のもと、作成した計画に基づき避難訓練を行う。



実際に避難を体験することで、**計画内容の検証が行える**とともに、**参加者の避難への意識が高まり**、実効性の向上につながる。

■ 個人情報の取扱いについて

- 市から提供した避難行動要支援者名簿や個別避難計画等は、非常に大切な個人情報です。支援に関係のない人に情報が漏れることのないよう、管理には十分な注意をお願いします。

□ 個人情報の取り扱いについてルールを決めて管理しましょう。

ルールに入れておきたい項目は以下のとおりです。

- ① 個人情報管理責任者や、適切な場所での保管について
個人情報管理責任者・・・自治会長等
- ② 取得する個人情報の範囲について
氏名、生年月日等の基本情報や緊急連絡先、家族構成や支援を必要とする理由（要介護や障害の状況、病歴等）、必要な支援内容等
- ③ 個人情報を共有する範囲について
自主防災組織や自治会役員、支援者等
- ④ 利用目的について
要支援者から聞き取り等によって収集する個人情報は、支援を行うために必要な範囲内としましょう。

□ 個人情報を取得するときは、使用目的を本人に伝えましょう。

使用目的をきちんと相手にお伝えすることにより、安心して情報を提供してもらえますことにつながります。

□ 事前に本人の同意が得られた範囲内で情報を共有するようにしましょう。

- ① 支援者等と情報共有することについて同意を得ておきましょう。
情報の共有は個人情報管理責任者や支援者等支援のための必要最小限とするとともに、誰に対し情報共有するかについて、本人の同意を得ておいてください。
- ② 情報共有する内容についても、同意を得ておきましょう。
どういった内容を支援者等と情報共有するのか、あらかじめ伝え、同意を得ておきましょう。

■ お問い合わせ

- 個別避難計画や避難行動要支援者名簿等に関する内容は、東近江市福祉政策課までお問合せください。また、名簿登録の申請書や個別避難計画の様式等については、ホームページにも掲載しておりますので、ご確認ください。

東近江市 個別避難計画



〈お問合せ〉

東近江市役所 福祉政策課

TEL : 0748-24-5512 IP : 050-5801-0945

E-mail : kenfuku@city.higashiomi.lg.jp

個別避難計画の様式（例）と記載する際の留意点

個別避難計画 表

1 ① 避難行動要支援者基本情報

登録のあった情報を入力しています（網掛け部分）

A	フリガナ ヒガシオウミ タロウ 氏名 東近江 太郎	性 別 男・女	生年月日 (明・大(暗)・平) 10年 1月 1日	
	〒527-8527 住所 東近江市八日市緑町10番5号	世帯主名 東近江 太郎		
	電話 (電話) 0748-24-5512 その他 (携帯) 0748-24-5693	II P 050-5801-0945 (fax) 0748-24-5693		
	支援が必要な理由 歩行困難（杖歩行）。耳が聞こえにくい。一人暮らし。 <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 5px; font-size: 10px;">（網掛け部分） 申し出のあった事項のみ記載されています。携帯電話番号など聞き取った場合は記入してください。</div>			
B	氏名 続柄 住所 連絡先			
	東近江 次郎	子	東近江市八日市緑町10番1号 勤務先 ○○商事(株)	Tel 0748-00-1111 携帯090-0000-1111 勤務先 0748-00-2222
	緊急連絡先 <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 5px; font-size: 10px;">家族の連絡先等、緊急連絡先を記入（勤務先等）</div>			
C	家族状況			
	昼間	1人（本人含む）	構成（本人	本人を含めた家族の人数と家族構成（対象者から見た続柄）を昼間・夜間別に記入
	夜間	1人（本人含む）	構成（本人	
D	かかりつけ医療機関			
	名称	住所	連絡先	
	東近江総合医療センター	東近江市五智町255	0748-22-3030	
	かかりつけ医療機関（優先する2箇所）と主な疾患があれば記入			
	主な疾患			
	心臓弁膜症（3年前に人工弁置換術） 高血圧症			
	特記事項			
	その他 ・転倒しやすい。杖歩行。 ・一人暮らし。 ・町内に息子が住んでいるが就労しており日常的に見守りが必要。 ・耳が聞こえにくいため避難情報の伝達が必要。			
	対象者の基本情報として記入しておくべきこと （例）デイサービス週2回 人工透析週3回、車椅子移動、 認知症、手話通訳必要 ○○作業所に通所 等			

2 ② 地域支援者		裏	
E	氏名	湖東 愛子 (隣人)	住所 東近江市八日市緑町10番6号 連絡先 Tel0748-00-2222 携帯 090-0000-2222 平日は9時から16時までパート勤務。土日なら概ね可。
	氏名	愛東 三郎 (隣組 組長)	住所 東近江市八日市緑町10番7号 連絡先 Tel0748-00-3333 携帯 090-0000-3333 8時から22時までは店(自宅隣)にいる。月曜定休日。
氏名	<p>〈地域支援者の要務〉 避難行動要支援者に対する 避難情報の伝達から避難所 までの誘導支援を想定</p>		<p>連絡先とともに、支援可能な曜日 や時間帯等、地域支援者の状況も あわせて記入しておくとい</p>

3 ③ 避難計画	
一時集合場所	
F	さくら児童公園 <p>一時集合場所と指定避難所 を確認して記入</p>
指定避難所	
東近江小学校	
避難時・避難所での特記事項	
G	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報が聞き取りにくいため避難情報の伝達を希望されている。(隣人：湖東愛子さん、組長) ・歩行が不安定なため避難に付き添いが必要 ・常備薬、補聴器あり <p>〈自主防災組織の体制が整っている場合〉 給食給水班 日赤奉仕団員が炊き出しを行う。 情報班 地区評議員と隣組長が被害状況等を把握する。 避難誘導班 隣組単位で避難状況を調査する(安否確認)。</p> <p>避難経路</p> <p>避難経路を記入する場合は別紙として地図を添付してもよい</p> <p>避難行動要支援者ごとに支援の方法も異なるため、自由な形式で記載できるようにしています。 本人や家族、地域支援者、避難支援等関係者で話し合った内容や、障害や病気に関して避難所で情報伝達すべきことをご記入ください。</p>

この様式は、あくまで一例です。
もう少し簡素にしたり、必要な項目を追加するなどしていてもよいでしょう。

よくあるご質問（Q&A）

Q

地域支援者になると「必ず支援しなければならない」、「災害時、万一助けることができなかったら」と考えると不安で荷が重いのではないかと？

地域支援者自身が被災するなど、状況によっては支援ができないことも想定されます。

この支援制度は、地域の「共助」の精神を基に成り立っているものです。あくまで地域支援者自身やそのご家族の身の回りの安全を確保した上で、その時にできる範囲で行う支援であり、名簿の登録によって必ずしも災害時の支援が保証されるものではありません。

また避難行動要支援者を助けられなかった場合でも責任を負うものではありません。支援を受ける方、支援する方の双方が了解の上、個別避難計画を立てていく必要があります。

Q

要支援者名簿は自治会の役員会等で共有しても良いのですか？

避難支援等関係者（自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、地域支援者、社会福祉協議会、消防、警察）に対して平常時から地域での支援を受けるために情報提供することに同意いただいているため、地域で名簿登録者の支援を考えるための会議や自主防災活動において名簿情報を共有する必要性があれば可能です。ただし、目的外利用や個人情報の漏洩がないよう十分に気をつけていただくよう注意喚起をお願いします。

Q

個別避難計画はいつまでに作成しなければならないのか？

地域の状況も様々であり、すぐに取りかかれる地域ばかりではありません。まずは名簿によって支援が必要な人を把握いただき、声をかけ合える関係づくりを進めましょう。本人・家族、福祉関係者、地域支援者等と話し合いながら、必要な項目について、少しずつ書き足していき、可能な範囲で避難情報等の伝達方法や避難経路の確認、地域支援者（近所の人等）の選定等を行うなど、徐々に計画作りを進めてください。

計画を完成させることも大事ですが、作成する過程での人と人との繋がりづくりも大事です。